

議案第19号

調布市就学支援委員会規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和8年3月27日

提出者 調布市教育委員会
教育長 栗原 健

提案理由

調布市就学支援委員会について、所要の改正を行うため、提案するものです。

調布市教育委員会訓令第 号

課・室・所・館
市立学校

調布市就学支援委員会規程（昭和56年調布市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

調布市教育委員会
教育長 栗原 健

第1条中「児童及び生徒」を「児童生徒」に，第2条第1号及び第2号中「児童・生徒」を「児童生徒」に改め，第3条第3号中「統括指導主事」を「主幹又は統括指導主事」に改める。

附 則

この訓令は，令和8年4月1日から施行する。

調布市就学支援委員会規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市就学支援委員会規程 昭和56年5月1日教育委員会訓令第1号</p>	<p>○調布市就学支援委員会規程 昭和56年5月1日教育委員会訓令第1号</p>
<p>改正</p> <p>平成11年3月26日教委訓令第1号 平成13年3月27日教委訓令第2号 平成14年4月26日教委訓令第4号 平成19年3月20日教委訓令第2号 平成24年9月28日教委訓令第1号 平成25年5月24日教委訓令第3号 平成28年3月25日教委訓令第3号 平成30年3月23日教委訓令第3号 令和2年3月27日教委訓令第2号</p>	<p>改正</p> <p>平成11年3月26日教委訓令第1号 平成13年3月27日教委訓令第2号 平成14年4月26日教委訓令第4号 平成19年3月20日教委訓令第2号 平成24年9月28日教委訓令第1号 平成25年5月24日教委訓令第3号 平成28年3月25日教委訓令第3号 平成30年3月23日教委訓令第3号 令和2年3月27日教委訓令第2号</p>
<p>調布市就学支援委員会規程 (設置)</p>	<p>調布市就学支援委員会規程 (設置)</p>
<p>第1条 学校生活において支援が必要な児童生徒に適切な教育を保障するため、調布市就学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>第1条 学校生活において支援が必要な児童及び生徒に適切な教育を保障するため、調布市就学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>
<p>(所掌事項)</p>	<p>(所掌事項)</p>
<p>第2条 委員会は、調布市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の要請に応じ、次の各号に掲げる事項について調査検討を行い、教育長に報告する。</p>	<p>第2条 委員会は、調布市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の要請に応じ、次の各号に掲げる事項について調査検討を行い、教育長に報告する。</p>
<p>(1) 学校生活において支援が必要な児童生徒の就学、転学並びに通級指導学級及び校内通級教室（以下「校内通級教室等」という。）入退級に関すること。</p>	<p>(1) 学校生活において支援が必要な児童・生徒の就学、転学並びに通級指導学級及び校内通級教室（以下「校内通級教室等」という。）入退級に関すること。</p>
<p>(2) 学校生活において支援が必要な児童生徒の就学、転学及び校内通級教室等入退級後における学校での適応状況の調査検討に関すること。</p>	<p>(2) 学校生活において支援が必要な児童・生徒の就学、転学及び校内通級教室等入退級後における学校での適応状況の調査検討に関すること。</p>
<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関するこ</p>	<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関するこ</p>

改正後	改正前
<p>と。 (組織)</p> <p>第3条 委員会は、教育長が任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。</p> <p>(1) 調布市特別支援学級設置校長会の推薦する校長 4人</p> <p>(2) 教育部学務課長</p> <p>(3) 教育部指導室<u>主幹又は統括指導主事</u></p> <p>(4) 調布市教育相談所長</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めた者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 前条第1号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。</p> <p>3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(招集)</p> <p>第6条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。</p> <p>(部会)</p> <p>第8条 委員会の所掌事項に関する専門的事項の調査検討を行うため、次の各号に掲げる部会を置く。</p>	<p>と。 (組織)</p> <p>第3条 委員会は、教育長が任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。</p> <p>(1) 調布市特別支援学級設置校長会の推薦する校長 4人</p> <p>(2) 教育部学務課長</p> <p>(3) 教育部指導室<u>統括指導主事</u></p> <p>(4) 調布市教育相談所長</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めた者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 前条第1号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。</p> <p>3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(招集)</p> <p>第6条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。</p> <p>(部会)</p> <p>第8条 委員会の所掌事項に関する専門的事項の調査検討を行うため、次の各号に掲げる部会を置く。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 第一就学部会 (2) 第二就学部会 (3) 転学部会 (4) 校内通級教室等入退級部会</p> <p>2 前項に定めるほか部会について必要な事項は、別に定める。 (庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、調布市指導室教育支援係において処理する。 (委任)</p> <p>第10条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。 附 則 (平成11年3月26日教委訓令第1号)</p> <p>1 この訓令は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>2 この訓令による改正前の調布市心身障害児就学指導委員会規程に基づき委嘱又は任命された委員は、この訓令による改正後の調布市心身障害児就学委員会規程に基づき委嘱又は任命された委員とみなす。 附 則 (平成13年3月27日教委訓令第2号抄) (施行期日)</p> <p>1 この訓令は、平成13年4月1日から施行し、この訓令による改正後の調布市教育委員会事務局事案決裁規程の規定は、平成13年度以降の事案に係るものについて適用し、同年度前までの事案に係るものについては、なお従前の例による。 附 則 (平成14年4月26日教委訓令第4号) この訓令は、平成14年5月1日から施行する。 附 則 (平成19年3月20日教委訓令第2号) この訓令は、平成19年4月1日から施行する。 附 則 (平成24年9月28日教委訓令第1号) この訓令は、平成24年10月1日から施行する。 附 則 (平成25年5月24日教委訓令第3号)</p> <p>1 この訓令は、平成25年5月27日から施行する。</p>	<p>(1) 第一就学部会 (2) 第二就学部会 (3) 転学部会 (4) 校内通級教室等入退級部会</p> <p>2 前項に定めるほか部会について必要な事項は、別に定める。 (庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、調布市指導室教育支援係において処理する。 (委任)</p> <p>第10条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。 附 則 (平成11年3月26日教委訓令第1号)</p> <p>1 この訓令は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>2 この訓令による改正前の調布市心身障害児就学指導委員会規程に基づき委嘱又は任命された委員は、この訓令による改正後の調布市心身障害児就学委員会規程に基づき委嘱又は任命された委員とみなす。 附 則 (平成13年3月27日教委訓令第2号抄) (施行期日)</p> <p>1 この訓令は、平成13年4月1日から施行し、この訓令による改正後の調布市教育委員会事務局事案決裁規程の規定は、平成13年度以降の事案に係るものについて適用し、同年度前までの事案に係るものについては、なお従前の例による。 附 則 (平成14年4月26日教委訓令第4号) この訓令は、平成14年5月1日から施行する。 附 則 (平成19年3月20日教委訓令第2号) この訓令は、平成19年4月1日から施行する。 附 則 (平成24年9月28日教委訓令第1号) この訓令は、平成24年10月1日から施行する。 附 則 (平成25年5月24日教委訓令第3号)</p> <p>1 この訓令は、平成25年5月27日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>2 この訓令の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成27年3月31日までとする。</p> <p>附 則（平成28年3月25日教委訓令第3号） この訓令は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月23日教委訓令第3号） この訓令は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年3月27日教委訓令第2号） この訓令は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>2 この訓令の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成27年3月31日までとする。</p> <p>附 則（平成28年3月25日教委訓令第3号） この訓令は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月23日教委訓令第3号） この訓令は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年3月27日教委訓令第2号） この訓令は、令和2年4月1日から施行する。</p>

附 則（令和8年3月27日教委訓令第 号）
この訓令は、令和8年4月1日から施行する。